

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	工業団地造成事業	原町東地区 I工区	南相馬市

図面記号									
M-4									
1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	捺印	住所					
	譲受人	南相馬市長 桜井 勝延	印	南相馬市原町区本町二丁目27番地					
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	南相馬市 原町区萱浜 字赤沼	別紙のとおり							
	計	2,837㎡ (田 0㎡ 畑 2,837㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	使用貸借権	設定	平成27年3月25日	当事者間における所有権移転時まで					
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>当該工業団地の整備にあたっては、既存道路の機能を有する道路の計画を行っている他、開発区域の外周に幅20mの緩衝帯を配置し、周辺環境や景観に配慮した整備とする。又、北側に隣接する農地については、緩衝帯、排水路等により隔てられ、日照上の影響も最小限に抑える。</p> <p>工業団地内の雨水等について、当工業団地は2つの河川流域に属しており、各々の流域面積を変える事なく、流下する水路の排水の能力に応じた調整池(2箇所)の計画を行っており、現況水路の影響は極力抑えている。又、工場の排水は、工場内により浄化を行った後に、工業団地の排水路に流下を行う。</p>								

(別紙) 2の欄 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の種 類	権利者の氏名又は名称	農振法	都 市 計画法
南相馬市原町区 萱浜赤沼	124-1	畑	畑	1,428	—	—	農振地域内 農用地域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
南相馬市原町区 萱浜赤沼	42-1	畑	畑	1,409	—	—	農振地域内 農用地域内	非線引き都市計画 区域の用途地域外
2筆	2,837.00㎡ (田			0 ㎡	畑		2,837 ㎡)	